

第7回京都府地域医療支援センター運営会議

（ 令和6年6月24日（月）
10:00～11:30
オンライン開催 ）

————— 次 第 —————

1 開 会

2 出席者紹介

3 報告事項

- （1） 令和8年度臨床研修における募集定員上限について
- （2） 広域連携型プログラムについて

4 閉 会

第7回京都府地域医療支援センター運営会議 出席者名簿

令和6年6月24日
オンライン(ZOOM)
(敬称略)

団体等名称	役職名	氏名	備考
一般社団法人 京都府医師会	理事	加藤 則人	途中出席
一般社団法人 京都私立病院協会	理事	清水 聡	欠席
一般社団法人 京都府病院協会	会長	若園 吉裕	
京都大学	副病院長(教育、人事、男女共同参画推進担当) 総合臨床教育・研修センター長	溝脇 尚志	
	副病院長(研究経営戦略担当)	波多野 悦朗	
	病院長補佐(研究経営戦略担当)	柳田 素子	途中出席
京都府立医科大学	卒後臨床研修センター長	福井 道明	欠席
	卒後臨床研修センター副センター長	神田 圭一	
	学生部長	武藤 倫弘	
京都第一赤十字病院	副院長	沢田 尚久	
京都第二赤十字病院	脳神経内科部長	永金 義成	代理出席
国立病院機構京都医療センター	統括診療部長、教育研修部長	小山 弘	代理出席
京都市立病院	副統括部長(糖尿病代謝内科部長)	小暮 彰典	代理出席
京都中部総合医療センター	院長	辰巳 哲也	
市立福知山市民病院	院長	阪上 順一	
医仁会武田総合病院	総合診療科部長	中前 恵一郎	
洛和会音羽病院	院長	神谷 亨	
京都桂病院	人事課長	奥谷 康次郎	代理出席
宇治徳洲会病院	総務課研修事務	檜山 愛美	代理出席
京都岡本記念病院	院長	高木 敏貴	
京都山城総合医療センター	副院長	石原 潔	
京都府立医科大学附属北部医療センター	院長	落合 登志哉	
京都府健康福祉部	健康福祉部長	長谷川 学	
	保健医療対策監 (京都府地域医療支援センター長)	奥田 司	
	副部長	安原 孝啓	
	医療課長	森川 大輔	
	医療課 地域医療係 参事	西山 宜昌	
	医療課 医療人材確保係 課長補佐兼係長	小林 邦昭	

◎令和8年度臨床研修における募集定員上限について

1 令和8年度臨床研修における募集定員上限について

(1) 令和7年度以降の臨床研修募集定員の見直しについて

- 仮上限が直近年度の採用人数より少ない都道府県は、直近年度の採用人数と「当該年度の募集定員上限×0.99」のうち少ない方の人数を募集定員上限とする。
- 各病院の募集定員を2名以上とするための最小定員保証を募集定員上限の範囲内で行うよう改める。

【募集定員の想定】

<令和7年度>

令和7年度 仮上限 (仮置き) (a)	令和6年度 募集定員上限 (b)	令和5年度 採用人数 (c)	令和7年度 募集定員上限 (d)	最小定員 加算 (e)	令和7年度 募集定員 (f) (d+e)	激変緩和措 置 (d-a)
207人	253人	260人	≒250人	0人	253人	46人

少ない方
(b×0.99)
加算なし
要望により
253名

<令和8年度想定>

令和8年度 仮上限 (仮置き) (a)	令和7年度 募集定員上限 (b)	令和6年度 採用人数 (c)	令和8年度 募集定員上限 (d)	最小定員 加算 (e)	令和8年度 募集定員 (f) (d+e)	激変緩和措 置 (d-a)
207人	253人	261人	≒250人	0人	≒250人	43人

3名減少
の見込み

【国の検討状況】

- ・ 令和4年12月2日 第1回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
→医師臨床研修制度に係る見直し案が示される。
- ・ 令和5年3月27日 第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
- ・ 10月4日 第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
- ・ 12月1日 第4回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会
→令和7年度の募集定員上限案が示される。

【府の対応】

- ・ 令和5年3月17日 令和7年度臨床研修定員について厚生労働省に要望
- ・ 8月24日 臨床研修制度について厚生労働省に要望
- ・ 12月19日 令和7年度以降の臨床研修医定員について厚生労働省に要望
→結果、見直しによる減少分（3名）を取り戻す。

- ・ 令和6年1月16日 第6回京都府地域医療支援センター運営会議
→最小定員保証の取扱い等について議論
- ・ 3月11日 第41回京都府医療対策協議会
→令和7年度は府独自に枠内で最小定員保証を行うこととした。
- ・ 6月24日 第7回京都府地域医療支援センター運営会議

(2) 広域連携型プログラムの開始について

【プログラム内容】

令和8年度開始の臨床研修から、医師多数県の募集定員上限のうち一定割合を、医師少数県等の臨床研修病院で半年間程度研修を行うプログラムの募集定員に充てる。

【示された方針案】

- 医師多数県のうち、募集定員上限に占める採用人数の割合(採用率)が全国平均以上の都道府県(※)に所在する基幹型臨床研修病院を派遣元の対象とする。(※) 東京都、京都府、大阪府、岡山県、福岡県
- ※の都道府県の募集定員上限の5%程度及び激変緩和措置による加算分の一部をプログラムの定員に充てることとする。
- 採用率が全国平均以下の医師中程度県の医師少数区域又は採用率が全国平均以下の医師少数県に所在する協力型臨床研修病院を派遣先の対象とする。
- 派遣期間は **24 週程度**とする。

【国の検討状況】

- ・ 令和5年10月4日 第3回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会で広域連携型プログラムの案が示される。(参考資料P.1~2)
- ・ 令和6年3月25日 医道審議会医師分科会医師臨床研修部会報告書
—医師臨床研修制度の見直しについて—が発表される。
(参考資料 p.3~6)
- ・ 3月27日 第3回医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会 (参考資料P.7~8)
- ・ 6月予定 第1回医道審議会医師分科会臨床研修部会
- ・ 12月頃 医道審議会医師分科会臨床研修部会で令和8年度臨床研修の各都道府県の募集定員上限を決定

【府の対応】

- ・ 令和5年12月19日 広域連携型プログラムについて厚生労働省に要望
- ・ 令和6年3月21日 広域連携型プログラムについて厚生労働省と1回目のヒアリング
- ・ 4月18日 広域連携型プログラムについて厚生労働省と2回目のヒアリング
- ・ 5月21日 広域連携型プログラムについて厚生労働省と3回目のヒアリング
- ・ 6月4日 広域連携型プログラムについて知事から厚生労働大臣に要望
- ・ 6月24日 第7回京都府地域医療支援センター運営会議

2 議論いただきたい点

令和8年度臨床研修における募集定員上限について

<論点>

- ・令和8年度臨床研修における募集定員の配分について
(募集定員の3名減少について、最小定員保証について)
- ・広域連携型プログラムに係る意見について

京都府地域医療支援センター設置要領

(趣旨)

第1条 京都府内の行政、医療従事者を養成する大学、医療機関並びに医療に関する機関及び団体等が連携して、医師確保困難地域における医師の確保・定着・循環のシステム化、各々の医師に応じたキャリア形成支援及びコーディネートを行うこと等により、府内の地域医療の安定的な確保を図るために、京都府地域医療支援センター(以下「センター」という)を設置する。

(事業)

第2条 センターは、前条の趣旨に従い、次の事業を行うものとする。

- (1) 医師が府内の多様な地域での勤務を経て、キャリアアップできる循環的なシステムや魅力あるキャリアパスモデルの検討
- (2) 医師一人ひとりの経験年数や専門性等に応じたキャリア形成支援
- (3) 医師不足状況にある病院への医師のコーディネート
- (4) 医師等に対する情報発信やネットワークづくり
- (5) 医師の研修制度に関する検証
- (6) その他地域医療の確保に必要な事業

(組織)

第3条 センターに、センター長並びに運営会議及び事務局を置く。

- 2 センター長は、センターの運営を総括し、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 運営会議は、センターが行う事業の効果的かつ円滑な実施のために、具体的な検討・調整等を行う。
- 4 事務局は、センターの庶務を処理する。

(運営会議)

第4条 運営会議は、次に掲げる機関や団体等から構成する。

- (1) 京都大学医学部及び京都府立医科大学
 - (2) 臨床研修指定病院、特定機能病院、地域医療支援病院、へき地医療支援病院等の医療機関
 - (3) 医療に関する機関及び団体等
- 2 運営会議は、必要に応じて専門的知識を有する者から意見を聞くことができる。
 - 3 運営会議には、専門の事項を協議するために、部会を置くことができる。

(その他)

第5条 この規約に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年8月29日から施行する。